

「社会保障・税一体改革」をやめさせ、応能負担で社会保障の拡充を！

ほっかいどうの社会保障

2012年2月29日

北海道社会保障推進協議会

Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

白石区姉妹孤立死事件

二度と事件が起こさないために 緊急シンポ



2月26日、白石区社保協主催で「札幌白石区姉妹孤独死を考える2.26緊急シンポジウム」が開かれ80人が参加しました。

今英紀事務局長が「25年前に白石で母親餓死事件がありました。残念ながらまた痛ましい事件が起きました。社保協の地域での役割が増えています。生活保護行政の改善に向けた行動も必要」と主催者挨拶。伊藤りち子さん（日本共産党札幌市議・白石区選出）、佐藤宏和さん（北海道生活と健康を守る会事務局長）、梁川敏彦さん（元保護課ケースワーカー）が報告し討論しました。

市議会で生活困窮し切迫、市の責任など質問

市長は「職員の感性の問題」と答弁

「伊藤さん」

21日行われた市議会での代表質問の内容を報告しました。3回も相談している、①生活保護の申請手続き？（生活保護全般の説明を受けて帰った、申請の意志確認はしたか、申請までの支援は）、②札幌市の責任は？③緊急時の食糧の現物支給（7日分として1食350カロリーの缶入りパンを7個支給、成人が1日1400～1700カロリー必要）、④生活保護を利用できなかった人の実態調査（2010年度は相談17332人申請7932人）、⑤ライフラインなど滞納時の支援（冬に止められたら凍死する）、⑥生活保護課と保健福祉課との連携、⑦知的障害者の現況調査、相談事業などです。市長は「面接職員の感性が大事だ」と回答したことが報告されました。



何故生活困窮していた姉妹が生保に結びつかなかったのか

全市で申請権の侵害の実態が 「佐藤さん」



行政の保護する責任、無差別平等、急迫している場合は申請がなくても保護することができるなどの生活保護の原則や申請の要件（氏名、性別、生年月日、住所、職業、事由だけ）について説明。「保護に該当しないことが明らかな場合でも申請はできます。姉が困窮していたのは明らかで保護課も認めています。区側ははじめ『保護の申請を促している』と回答していたが、『申請主義なので勧めることはしなかった』と変更しています。申請時に生保のハードルが高いと思わせて、申請書も渡していません。しかし白石だけではありません（事例集も紹介）。各区の窓口には、申請の要件でない生活保護を受けてからの要件を強調した「生活にお困りの方へ」（リーフレット）を置いていることが明らかになりました。外国では郵便局に申請書を置いている国もあります。

ワーカーは90世帯を担当し多忙

専門職の配置や国の全額負担が必要

「梁川さん」

札幌市のケースワーカーは専門職でもなく2.3年で変わっています。1ワーカーの担当が90世帯に増え忙しくて訪問もできない状況です。また、生活保護費の市の負担が25%に増えています。市財政からの圧力もあると思います。全額国の負担にすべきと思います。



討論では、生活保護法25条の「急迫の場合の行政の職権による保護」も議論に。札幌市が「急迫について行き倒れの場合で（食べ物がない）姉妹は対象外」と説明していることに驚きの声も。また『リーフレット』の内容は世の中から消えてくれと言われているようだ」と批判する方も。児玉健次代表は「生活保護法19条では行政が要保護者を発見することが求められている」と強調。道内でも「お困りの方を教えてください」とのポスターを銭湯などに掲示した市もあることも話題に。

参加者からは「事件の背景がわかった」「是非、またシンポを開いてほしい」などの感想が寄せられました。

札幌東区でも、生活保護問題で懇談、要請

27日、東区守る会・東区社保協は、東区保護課へ12月の申し入れ時の継続だった●就労指導・転居指導で行きすぎと思われる事例についての改善を要請。保護1課課長と係長が対応しました。

白石区姉妹孤立死事件については、対応は検討中としたものの東区でも自分たちの問題として考えていると述べました。一方、窮迫状態については「入院が必要な状態」、白石の問題では妹さんが障害者であったことから「障害者部局との連携が悪かった」ことが課題との認識を示しました（札幌社保協ニュースより）。

